

夜間金庫規定

2020年3月2日現在

1. 契約の成立

当行は、お客さまからこの規定の取引に係る、当行所定の申込書の提出を受け、当行がこれを承諾したときに、当該取引に係る契約が成立するものとします。

2. 使用目的

本金庫は、当店における本人名義の当座勘定、普通預金その他の預金へ入金するため、窓口営業時間外にご利用してください。

3. 契約期間等

- (1) この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する3月31日までとします。
- (2) 契約期間満了日までに借主または当行から解約の申出をしないかぎり、この契約は期間満了日の翌日から1年間継続されるものとし、継続後も同様とします。

4. 通常使用料

本金庫の利用に当たり、当行所定の使用料（基本契約料金および夜間金庫専用入金帳交付料）（消費税含）を、次によりお支払いください。

(1) 基本契約料金

基本契約料金は、次の料金表記載の使用料を3月31日または9月30日（以下「基本契約料金徴収期限」という。）の翌日より6ヵ月分を前払いするものとし、毎年4月10日および10月10日（休日の場合は翌営業日）に契約者が指定した預金口座から、当座勘定規定あるいは普通預金規定にかかわらず、当座小切手の振出あるいは普通預金の通帳および払戻請求書の提出を省略して払戻しのうえ基本契約料金を充当します。

なお、当初の使用料は、契約時に契約日の属する月を1ヵ月とし、その月から最初に到来する基本契約料金徴収期限までの分を月割により支払ってください。

また、基本契約料金を現金で支払う場合にも同じ要領で前払いしてください。

<夜間金庫 基本契約料 料金表（含む消費税）>

使用料（6ヵ月当り）
33,000 円

（2019年10月1日 現在）

(2) 夜間金庫専用入金帳交付料

「夜間金庫専用入金帳」（以下「専用入金帳」という。）の請求があった場合は、次の料金表記載の料金をお支払いしてください。

<夜間金庫 専用入金帳 交付料（含む消費税）>

交付料（1冊当り）
5,500 円

（2019年10月1日 現在）

- (3) 前二項の使用料は、諸般の情勢により変更することがあります。
 なお、基本契約料金については、変更日以後最初に到来する徴収日の属する基本契約料金徴収期間から、変更後の料金を適用します。
- (4) 契約期間中に解約があった場合は、基本契約料金の支払前のときは解約日の属する月までの基本契約料金を支払ってください。
 なお、基本契約料金を支払済のときは、解約日の属する月の翌月から基本契約料金徴収期限までの基本契約料金を月割計算により返戻します。

4. の2 臨時使用料

- (1) 臨時使用申込の使用料は、本金庫に投入された預入用袋（以下「預入袋」という。）の個数に応じて、次の料金表記載の使用料を後払いするものとし、夜間金庫臨時使用申込から1ヵ月以内の解約日まで、契約者が指定した預金口座から、当座勘定規定あるいは普通預金規定にかかわらず、当座小切手の振出あるいは普通預金の通帳および払戻請求書の提出を省略して払戻しのうえ使用料に充当します。

<夜間金庫 臨時使用料 料金表（含む消費税）>

使用料
預入袋の受入れ個数×1,100円

(2019年10月1日 現在)

5. 利用方法

本金庫を利用するときは、現金のほか預金に受け入れることのできる証券類（以下「証券類」という。）を当行所定の専用入金帳・票（専用入金帳の場合は「お預け入れ（入金伝票）」を入金帳等から切離したうえで）および通帳等とともに当行所定の預入袋に入れ、その預入袋を施錠のうえ本金庫へ投入してください。

- (1) 通常使用の場合は、専用入金帳に氏名、口座番号、入金額、その他必要事項を記入してください。
- (2) 臨時使用の場合は当行が交付した入金票に、氏名、口座番号、入金額、その他必要事項を記入してください。
- (3) 預入袋を投入したのちは、本金庫の扉が閉じたことを確認のうえ、利用記録票を受け取ってください。

6. 預金への受入れ処理

- (1) 本金庫に投入された預入袋内の現金・証券類は、翌営業日の窓口営業時間開始後、当行所定の手続により確認のうえ、指定の預金口座に受入れますので、遅滞なく受入金額を確認してください。
- (2) 前項の取扱にあたり、通常使用の場合の専用入金帳または臨時使用の場合の当行が交付した入金票に記載された金額が当行で確認した現金・証券類の金額と相違している場合には、預金への受入金額は当行で確認した金額によるものとします。この処理をしたうえは、当行はその責任を負いません。

7. 預入袋の返却

預入袋ならびに通帳等は当行の受入手続終了後返却しますので、窓口営業時間中に来店のうえ受け取ってください。

8. 鍵の保管等

投入口鍵は本人が保管し、その鍵を使用して本期間扉の開閉に使用します。

預入袋の鍵正副 2 個のうち、正鍵は本人が、副鍵は当行が保管し、預入袋の開閉に使用します。

9. 鍵・預入袋の喪失・毀損

投入口鍵、預入袋および預入袋正鍵を喪失したとき、または毀損したときは、直ちに書面によって当店に届け出てください。

なお、この場合、修理費、再製費または錠前等の取替えに要する費用を負担してください。

10. 損害の負担等

本金庫の利用にあたり、災害・事変およびその他の不可抗力による損害、投入口扉の不完全な閉扉、預入袋の不完全な施錠、その他当行の責めによらない事由により生じた損害については、当行は責任を負いません。

11. 解約等

この契約は、本人または当行の都合によりいつでも一時中止または解約することができます。この場合には、投入口鍵、預入袋および預入袋正鍵を直ちに当店へお返しください。

12. 譲渡・転貸等の禁止

本金庫の利用権は譲渡・転貸または質入れすることはできません。

なお、投入口鍵、預入袋および預入袋正鍵についても同様とします。

13. 規定の準用

この規定に定めのない事項については、当行当座勘定規定、普通預金規定等の該当する預金規定により取扱います。

14. 規定の変更

(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化、その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載による公表、その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上